

議案第 3 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 2 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 5 月 17 日 提出
木古内町長 鈴木 慎也

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「非常勤職員以外の非常勤職員」を「会計年度任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。)以外の会計年度任用職員」に改め、同号ア中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に」に、「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ア)とし、同号ア(ウ)中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とし、同号イ及びウ中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第2条の3、第2条の4及び第3条第8号中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第9条第2号中「(昭和59年条例第14号)」を削る。

第20条第2号中「次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める会計年度任用職員以外の会計年度任用職員」に改め、同号ア及びイを削る。

第21条第1項中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条第2項中「別表第4第8号」を「別表第4表第9号」に、「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条第3項中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に、「木古内町非常勤職員等の任用及び勤務条件等に関する規則(平成25年規則第12号)別表第1」を「木古内町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年規則第9号)別表第5」に改める。

本則に次の2条を加える。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第24条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第25条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、公布の日から施行する。